

## 米国のカナダからの軟材に対する相殺関税の最終決定

(パネル報告 WT/DS257/R、提出日 2003 年 8 月 29 日;)

(上級委員会報告 WT/DS257/AB/R、提出日 2004 年 1 月 19 日 採択日 2004 年 2 月 17 日)

阿部克則

### . 事実の概要

#### 1 . 事案の概要

2002 年 3 月 21 日に米国商務省は、カナダからの軟材に対する相殺関税調査の最終決定を行ない、同年 5 月 22 日、18.79%の相殺関税賦課の最終決定公告を行なった。最終決定の中で米国商務省は、スタンページ制度の下で立木伐採権を付与することにより、カナダの州政府は軟材生産者に物品を提供しており、これらの物品は適切な対価未満で提供されていることから、カナダからの軟材は補助金による利益を受けていると認定した。これに対してカナダは、米国商務省の当該決定は、補助金協定の諸規定(1.2 条、2.1 条、2.4 条、10 条、12 条、14 条、14(d) 条、19.1 条、19.4 条、32.1 条)及び 1994 年 GATT6 条 3 項に違反するとして、WTO 紛争解決手続に申し立てた。

#### 2 . 手続の時系列

2002 年 5 月 3 日 協議要請  
2002 年 8 月 19 日 パネル設置要請  
2002 年 10 月 1 日 パネル設置  
2003 年 8 月 29 日 パネル報告  
2004 年 1 月 19 日 上級委員会報告  
2004 年 2 月 17 日 パネル・上級委員会報告採択

### . 論点毎のパネル・上級委員会の報告要旨

#### 論点 A. 資金面での貢献

##### 1 . 申立国(カナダ)の主張

立木伐採権(stumpage)を補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii)にいう資金面での貢献だとする米国商務省の決定は誤りであり、補助金協定 10 条、32.1 条、19.1 条、19.4

条、及び 1994 年 GATT6 条 3 項に違反する。(7.2; 以下カッコ内はパネル報告又は上級委員会報告の段落番号を指す)

## 2 . 被申立国 ( 米国 ) の主張

立木伐採権は補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) にいう資金面での貢献である。(7.7)

## 3 . パネルの判断

立木伐採権者は、立木に対する財産的利益 (proprietary interest) を与えられているといえ、立木伐採権を与えることは、立木を提供することと何ら変わらない。(7.14-7.18)また、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) の「物品 (goods)」の通常の意味は非常に広いので、所有可能な有形の木である立木も「物品」に含まれる。(7.24)したがって、カナダ州政府は立木伐採権制度を通じて伐採業者に立木を提供することにより、物品を提供するという資金的貢献を与えており、この点に関する米商務省の認定は、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) 並びに、同協定 10 条、32.1 条、19.1 条、19.4 条、及び 1994 年 GATT6 条 3 項に違反しない。(7.29-7.30)

## 4 . 上訴国 ( カナダ ) の主張

立木は貿易することができないため、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) にいう「物品」には該当せず、また、カナダ州政府は立木伐採権に基づき立木を「提供」していないので、パネルは、補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) の解釈適用を誤っており、この点に関するパネルの認定を取り消すよう請求する。(48)

## 5 . 被上訴国 ( 米国 ) の主張

補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) にいう「物品」は、土地から切り離すことのできる立木も含み、また、立木伐採権により立木は伐採業者に「提供」されているので、パネルの認定に誤りはなく支持するよう要求する。(49)

## 6 . 上級委員会の判断

「物品」の通常の意味は、樹木のような土地から切り離すことのできる有形の財産を排除するものではない。また補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) において、「物品」には「輸入された」という限定がついていないため、カナダの主張は説得的でない。補助金協定 1.1 条(a)(1)(iii) の文言、文脈、及び補助金協定の趣旨目的のいずれに照らしても、立木のような有形物で、貿易可能でなくかつ関税分類の対象となっていないものを、「物品」の範囲から除外すべきだとはいえない。(59-64)

さらに、物品が「提供」されているかどうかは取引の結果が問題であって、伐

採業者による立木伐採権行使の当然かつ不可避の結果が、伐採された木もしくは丸太に対する権利である。したがって、立木伐採権を付与することによりカナダ州政府は伐採業者に立木を提供しているのであり、この点に関するパネルの判断を支持する。(75-76)

#### 論点 B. 利益の計算

##### 1. 申立国（カナダ）の主張

米国商務省は、カナダにおける立木伐採権の価格と米国における立木伐採権の価格とを比較することによって、カナダ州政府の立木伐採権制度によりカナダの立木伐採権者に対して利益が与えられていると認定したが、そのようなカナダ以外の国における取引を用いて利益の存在を決定するという国境をまたいだ分析は、補助金協定 1 条及び 14 条(d) に違反する。(7.31)

##### 2. 被申立国（米国）の主張

政府による資金的貢献の利益は、商業的市場との比較において決定されるのであり、ここでいう商業的市場とは、政府の介入によって歪曲されていない市場でなければならない。カナダの市場は商業的市場ではなくベンチマークとして使えないため、米国商務省は代替的に米国北部地域における比較可能な立木伐採権価格を利益の決定に用い、さらにカナダの市場状況を反映するよう調整をしたので、補助金協定 1 条及び 14 条(d) に違反しない。(7.38)

##### 3. パネルの判断

利益は妥当な対価未満で提供がなされなければ存在しないが、妥当な対価は補助金交付国における問題となっている物品に関する市場の一般的状況との関連において決定されなければならない。「関連において (in relation to)」という文言は「比較において (in comparison with)」を意味し、ベンチマークとして用いるべき市場はカナダ市場である。補助金協定 14 条(d) は、ベンチマークとしての市場が歪曲されていないことを要求するものではなく、むしろ認識できる市場の状況を示している。たしかに補助金交付国内の価格を比較において用いると、政府による資金的貢献から生ずる歪曲の程度を把握しづらい結果となるかもしれないが、条約解釈は文言に基づかなければならず、起草者の判断を経済学的判断によって置き換えることは適当でない。米国のカナダ産軟材に対する仮決定事件パネル報

告も同様な結論に達している。本件において米国商務省は、カナダにおける立木伐採権の民間市場の存在を認識しており、かつその民間立木伐採権価格の情報を有していたにもかかわらず、米国における立木伐採権価格を比較のベンチマークとして用いたため、補助金協定 14 条(d) に違反する。(7.56-7.60)

#### 4 . 上訴国 (米国) の主張

政府による資金的貢献によって相当に影響を受けている価格であっても、それが認識された非政府価格であれば、その価格に補助金協定 14 条(d) における対価の適切さの決定は基づかなければならないとのパネルの認定は誤りである。また補助金協定 14 条(d) における市場の状況とは、政府による資金的貢献によって歪曲されていない市場のみを意味する。(80)

#### 5 . 被上訴国 (カナダ) の主張

補助金協定 14 条(d) は、補助金を交付している国の実際の市場の一般的状況との比較を要求するものである。国境をまたいだ比較に固有の問題点が存在することなどから、パネルの認定は正しい。(81)

#### 6 . 上級委員会の判断

補助金協定 14 条(d) の「市場の一般的状況」は政府の資金的貢献によって歪曲されていない市場だけを意味しているわけではないが、同条の「との関連において (in relation to)」との文言は、「との比較において (in comparison with)」という意味に限定されず、「に関して (as regards; with respect to)」に類似した意味を持ち、「関係・関連 (relation, connection, reference)」といったより広い意味も有する。したがって、物品が提供される国の市場価格以外のものをベンチマークとして用いることを排除していない。(89) 対価の妥当性を判断する第一義的なベンチマークは、物品が提供される国の独立企業間価格であるが、物品を提供する政府の支配的な地位によりそのような価格が歪曲されていることが証明される場合には別のベンチマークを用いることが認められる。(90) ただしそのベンチマークは、補助金交付国の市場の一般的状況に関係・関連していなければならないが、かつ、補助金協定 14 条(d) が規定するように価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を反映していなければならない。(96) しかし本件においては、米国商務省が、カナダ政府の支配的地位により市場が歪曲されていることを理由としてカナダの市場価格を用いなかったことが正当化されるか、及び、米国北部

地域における民間伐採権価格に調整を加えたものという米国商務省が用いたベンチマークがカナダの市場の一般的状況に関連しているかどうかについての分析を完了するに十分な事実認定がパネルによって行なわれておらず、またこの点についての事実関係には当事国間に争いがある。(114-118) したがって、補助金協定 14 条(d) に関するパネルの解釈及び米国が同条に違反したとのパネルの認定を取り消すが、米国商務省の利益に関する決定が補助金協定 14 条(d) に合致するかどうかの法的分析を完了することはできない。(119-122)

### 論点 C. 転嫁 (pass-through)

#### 1. 申立国 (カナダ) の主張

米国商務省は、補助金が伐採業者から川下製品である軟材に転嫁されたと単に推定したに過ぎず、補助金が輸入された川下産品に転嫁されたかどうかの分析を行っていない。米国は、補助金協定 1.1 条で定義された補助金から、相殺関税対象産品の生産者が利益を受けていることが立証されていないにもかかわらず相殺関税を賦課したため、補助金協定 10 条、19.1 条、19.4 条、32.1 条、1994 年 GATT6 条に違反する。(7.68-7.73)

#### 2. 被申立国 (米国) の主張

立木伐採業者が製材所を自ら保有しておらず、軟材を非関連製材業者に売却する場合には転嫁が問題になりうるが、カナダにおいては大半の立木伐採業者が製材業者を兼ねており非関連製材業者への売却量は少ないため、転嫁分析は必要ない。また、補助金協定上、個別企業ごとに補助金を算定することは求められていない。(7.74-7.80)

#### 3. パネルの判断

1994 年 GATT6 条 3 項及び補助金協定 10 条の注 36 にあるように、相殺関税とは、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に付与される補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいうのであり、この規定は、相殺関税の対象となる「産品」の製造、生産又は輸出と補助金との間の明白な関係を確立している。補助金受給者から当該産品の生産者又は輸出者への補助金の転嫁が存在することが立証されないならば、1994 年 GATT6 条 3 項及び補助金協定 10 条の注 36 の意味における、当該産品に関する補助金交付が認定されたとはいえない。(7.82-7.92)

本件においては、非関連伐採業者から購入した丸太からの軟材の生産についても転嫁分析が必要であり、米国商務省はそのような転嫁分析を行っていないため、補助金協定 10 条及び GATT6 条 3 項に違反する。(7.93-7.99)

#### 4 . 上訴国 (米国) の主張

カナダの補助金は相殺関税の調査対象産品である軟材の生産者に直接交付されているため転嫁分析は必要ない。(18)

#### 5 . 被上訴国 (カナダ) の主張

非関連製材業者への丸太の販売にも転嫁分析要件は適用される。(27)

#### 6 . 上級委員会の判断

投入財の生産者と加工産品の生産者が別の主体である場合には、投入財に与えられた補助金が加工産品に転嫁されたと推定することはできない。そのような場合には、加工産品に与えられた補助金の総額を決定するに際して、投入財に対する補助金がどの程度含まれるのか分析する必要がある。なぜならば、相殺関税によって相殺されるのは、当該加工産品に与えられたと決定された補助金だけだからである。(139-147)

本件において、軟材産品に対する相殺関税が、立木又は丸太の生産者に利益を直接与えた資金的貢献を相殺する目的であるのならば、調査当局は、それらの利益が丸太の生産者から軟材の生産者に転嫁されたことを立証しなければならない。米国も認めるように、製材所を保有していない(すなわち軟材を生産していない)伐採業者が非関連製材業者に丸太を販売する場合には、転嫁分析が必要なのであって、製材所を自ら保有している立木伐採業者が存在するからといって、なぜ丸太の独立業者間取引に関して転嫁分析が必要ないのか理解できない。伐採業者から非関連製材業者に対して丸太が販売された場合には、丸太に与えられた利益が自動的に軟材に転嫁されたとは推測できないのだから、この場合には転嫁分析は必要である。したがって、この点に関するパネルの認定を支持する。(155-159)

他方、補助金を受けた立木伐採業者が製材所を保有していて、自ら丸太を軟材に加工し、当該軟材をさらに再加工する加工業者に販売する場合には、問題は、調査対象となっているある産品 (primary softwood lumber) から調査対象となっている他の産品 (remanufactured softwood lumber) に利益が転嫁されたか否かを分析する必要があるかどうかである。調査対象となっていない産品 (投入財で

ある立木)の生産者が受けている補助金の利益が、調査対象となっている産品(primary softwood lumber と remanufactured softwood lumber)に転嫁されていることが立証されたならば、なぜ調査対象産品の生産者間で更なる転嫁分析が必要とされるのか理解できない。したがって、立木伐採者から非関連加工業者への軟材の独立当事者間取引についての転嫁分析を米国商務省が怠ったことが補助金協定 10 条・32.1 条及び GATT6 条 3 項に反するとのパネルの認定を取り消す。(160-166)

#### 論点 D. 特定性

##### 1. 申立国(カナダ)の主張

米国商務省は、カナダの立木伐採権制度は限定された数の特定企業によるのみ用いられているため特定性を有すると認定したが、意図的に補助金の受給対象を限定しているわけではないので特定性はない。また、特定性の決定は最終産品も勘案してなされなければならない、当該制度は限定された数の特定企業によって用いられているわけではなく、米国商務省の決定は補助金協定 2.1 条(c) に違反する。(7.106-7.109)

##### 2. 被申立国(米国)の主張

特定性の決定は産品ではなく企業と産業に基づくものであり、米国商務省は立木伐採権制度が限定された数の木材生産企業によって用いられていると適切に決定した。(7.110-7.113)

##### 3. パネルの判断

補助金協定 2 条は、限定された数の「資格のある (eligible)」特定企業による補助金制度の利用を考慮要因としているのではなく、あくまで限定された数の特定企業による補助金制度の利用を考慮要因としているのだから、意図的に限定された場合だけに特定性があるわけではない。また、同条は最終産品についての詳細な分析を要求しておらず、問題となっている補助金の利用が特定企業に限定されているとの結論に米国商務省が達したことは合理的であった。(7.114-7.121)

## ．解説

本件は、20年来続いている米国・カナダ間の一連の軟材紛争に関するものであり、かつ本件で問題とされた最終決定に先立って出された仮決定については、本件と同様な争点を扱ったパネル報告（WT/DS236/R；以下「仮決定パネル報告」）がすでに出されている<sup>1</sup>。本件パネル報告は、この仮決定パネル報告と各論点についてほぼ同じ判断を示したのに対して、本件上級委員会報告が一部の争点についてパネルの判断を取り消したことが注目される。

### 1．「物品の提供」及び転嫁分析

立木伐採権の付与が補助金協定上の資金的貢献に当たるか否か（論点A）及び、立木伐採権制度の下で補助金が川下産品である軟材に転嫁されたかどうか分析する必要があるか否か（論点C）という2つの争点については、仮決定パネル報告・本件パネル報告・本件上級委員会報告いずれも同じ結論に至った。

まずカナダ州政府による立木伐採権付与が補助金協定上の資金的貢献に該当するかという論点に関しては、同協定1.1条(a)(1)(iii)の「物品 (goods)」の定義が貿易可能なもの・関税分類されているものに限定されるというカナダの主張は、仮決定パネル報告・本件パネル報告・本件上級委員会報告のいずれにおいても認められなかった。パネル・上級委員会は一貫して、立木伐採権制度の下における権利付与の形式的な側面を捉えて「物品」が「提供」されていないと理解するのではなく、立木伐採権制度の実質的な側面、すなわち、立木又は丸太が立木伐採権者に移転するという立木伐採権が行使されることによって必然的に生ずる結果に着目して、立木が「物品」に該当し、それが「提供」されていると認定した。今後、何らかの措置が「物品の提供」として補助金に該当するか否かが問題となる場合には、制度の実質的側面に着目して資金的貢献の有無を判断するという本件のパネル・上級委員会報告が採用した枠組みに留意する必要がある。

また立木伐採権制度の下で補助金が存在するとしても、それが米国の相殺関税の対象産品である軟材にまで転嫁されているか否か分析することを補助金協定・GATT6条が要求するかという争点についても、仮決定パネル報告・本件パネル・上級委員会報告とも、補助金受給者である伐採業者から非関連製材業者に対して、独



立業者間取引 (arm's -length transaction) で丸太が販売された場合には転嫁分析が必要だと判断した。米国は、本件においては相殺関税の対象産品である軟材に補助金が転嫁されていることが推定できると主張したが、実際に非関連製材業者への丸太の販売が存在する以上、具体的な分析を行なうことなく補助金の転嫁を認定することには無理があり、本件パネル・上級委員会報告の判断は妥当であろう。

## 2. 利益の計算方法 対価の妥当性はいかに決定すべきか

他方、補助金協定 14 条の下で補助金受給者に与えられる利益を計算する方法に関しては、仮決定パネル報告・本件パネル報告と本件上級委員会報告とは異なる判断を示した。補助金協定 14 条(d) によれば、物品の提供が妥当な対価よりも少ない対価でなされる場合に利益が存在するものとみなされるが、対価の妥当性は、補助金交付国における関連する物品についての市場の一般的状況との関連において決定される。仮決定パネル報告・本件パネル報告は、ここでいう「市場の一般的状況」とは現に存在する市場の状況を意味し、かつ「との関連において (in relation to)」とは「との比較において (in comparison with)」と同義であるとして、補助金交付国における提供される「物品」の市場価格と当該対価とを比較することによって、当該対価の妥当性は決定されると判断した。これに対して本件上級委員会報告は、「との関連において」という文言は、「との比較において」との意味に限定されず、「関係・関連 (relation, connection, reference)」を示す「に関して (as regards; with respect to)」に類似する意味を持つのであって、必ずしも補助金交付国における「物品」の市場価格のみと比較することが要求されるのではなく、それ以外のベンチマークを用いることは排除されないと判示した。

この点について上級委員会は、補助金協定 14 条(d) の文脈の検討として、同条柱書の “ any ” method という文言は、同規定に基づき利用しうる利益の計算方法が一つではないことを示唆していること、及び、同条 (d) は指針 (guideline) に過ぎないこと、との文言解釈を展開しつつ、補助金協定 14 条及び同協定全体の趣旨目的に照らして、補助金交付国の市場価格だけと比較することは過度に制限的な解釈だと判断を示した。(91-95) 確かに、政府による資金的貢献によって市場価格が大きく影響を受けている場合に、補助金交付国の市場価格だけをベンチマークとすることは合理性に欠けるといえる。カナダの民間航空機輸出に関する措置事件の上級委

員会は、補助金協定 1.1 条(b) における「利益」(同協定 14 条(d) における「利益」と同旨との前提) が存在するか否かの決定には市場価格が適切だと判断したが、この事件では比較の対象となりうる商業的金利の市場が存在していた点で、本件とは異なる<sup>2</sup>。また、補助金協定 14 条の文言主義的解釈によっても、実際に存在する補助金交付国の市場価格に従った画一的な計算方法が求められているとは考えられず、この点に関する上級委員会の判断は妥当であろう。

しかし上級委員会は、補助金交付国の市場価格以外をベンチマークとし得ることを認めたものの、本件パネル報告による事実認定の不足を理由として米国商務省が行なった対価の認定について判断できないとしたため、補助金協定 14 条(d) における対価の妥当性の決定方法は依然として不明確なままにとどまってしまった。

第 1 に、物品を提供する政府の支配的な地位により市場価格が歪曲されている場合には別のベンチマークを用いることが認められると上級委員会は判示したが、本件において米国商務省がそのような歪曲を立証したのかどうかは判断していないため、具体的にどのような立証がなされれば別のベンチマークを用いることができるのかは不明である。ただし、上級委員会は、政府が重要な供給者であるだけでは支配的な地位により民間価格が歪曲されているとはいえず、別のベンチマークを用いる可能性は非常に限定的だと強調している。したがって、この点に関して調査当局に求められる立証の程度はかなり高いものになると考えられる。

第 2 に、別のベンチマークを用いることが認められるとしても、どのようなベンチマークであればよいのかについても上級委員会が示した判断は限定的である。上級委員会は、類似の物品の世界市場価格や生産コストに基づいた構成価格が用いられる可能性を認めているようであるが、それらのベンチマークを使う場合にも、補助金交付国の市場の一般的状況(価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入の条件を含む)に関係・関連していなければならないと述べるにとどまり、具体的にどのような方法を用いれば、ここでいう「関係・関連」があるとみなされるかという点に関しては判断を回避した。

また本件において米国商務省は、米国北部地域の民間伐採権価格に調整を加えたものをベンチマークとして使用したが、上級委員会はパネルによる事実認定の不足を理由に、このような他国の市場価格で代替することの是非について結論を出さなかった。ただし、上級委員会は、ある加盟国の市場価格が他の加盟国の市場の一般

的な状況を反映しているとは考えにくく、物品が提供されている国の価格を別の国の価格で代替するのみでは補助金協定 14 条(d) の要件を満たしえない、としており、他国の市場状況のベンチマークとしての適切さについては消極的のようにも見える。したがって、補助金交付国以外の加盟国の市場価格をベンチマークとして用いようとするならば、相当綿密に両者の関連性を示す必要があるのではないか。

なおカナダの乳製品に係る措置事件の DSU21.5 条手続において上級委員会は、農業協定 9 条 1 項(c) における「政府の措置によって農産品の輸出について行なわれる支払」が存在するか否かに関し、カナダにおいて生産者から加工業者・輸出業者への牛乳の販売価格が生産者にとっての牛乳の適切な価額 (proper value) より低い場合に「支払」が存在し、この適切な価額の基準は総平均費用であると判断した<sup>3</sup>。この事件では、牛乳という物品の移転が補助金に該当するか (payment in kind) が問題となったので、本件と類似する側面があり、そこで実際に支払われた価格と総平均費用との差額が補助金と認定されたことは、条文の構造はかなり違うものの、補助金協定 14 条(d) の解釈にも参考にはなる。ただし、カナダの乳製品に係る措置事件の上級委員会報告では、国内向け販売価格が政府による統制下にあったために基準として認められず、世界市場価格についても輸出補助金の存在を確認する基準にはならないとされたために、総平均費用が基準とされた。このことからすれば、補助金協定 14 条(d) に関しても利益のベンチマークは、事案に応じて複数あり得るものと考えられる。

以上の検討から、補助金交付国の市場価格以外をベンチマークとして用いることが補助金協定 14 条(d) において認められるとの本件上級委員会報告の判断は妥当であるとしても、別のベンチマークの使用方法に関しては依然として困難な解釈問題が残されたといえよう。この点に関しては、同条柱書が、「加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって、透明性を持って実施し、かつ、適切に説明する」と定めていることが一つの手がかりになると思われる。別のベンチマークを用いる場合にも、同条(d) に掲げられた補助金交付国の市場に関する価格、品質、入手可能性等の要素については、各々欠かすことなく当該ベンチマークとの関連性を具体的に検討することが要求されるものの、最終的には調査当局は「適切」な説明を行なうことが義務づけられているので、一定の合理性を伴った説明を調査当局が行なえば、その決定は尊重されるという解釈はあり得よう。こうした判断枠組は、

相殺関税を含む貿易救済制度に関する国内調査当局の決定の協定適合性の審査基準とも一致すると考えられる。

### 3. その後の経緯等

2004年3月5日、米国はDSB議長に対して勧告の履行の意思を伝え<sup>4</sup>、同年4月28日、カナダ・米国は、DSU21.3条の下での実施のための妥当な期間は10ヶ月(2004年2月17日~2004年12月17日)と合意した<sup>5</sup>。同年9月9日、USTRはウルグアイ・ラウンド協定実施法129条に従い、米国商務省に対し上級委員会報告の認定に反しない決定を改めて行なうよう要請した。同年12月10日米国商務省は、転嫁分析に基づき相殺関税供託金を0.17%減額(18.79%から18.62%に)すること<sup>6</sup>、及び同月20日には、行政見直しの最終結果として、見直し期間における確定的相殺関税率と新たな供託金を、転嫁分析を行わずに決定した<sup>7</sup>。これに対しカナダは、米国商務省の転嫁分析において再検討された取引から、製材所を保有している立木伐採業者から非関連の製材業者への丸太の販売が除外されていること、行政見直しの最終結果において転嫁分析を行っていないこと等を理由として、上記の決定等がDSB勧告に従っていないと主張し、DSU21.5条に基づく履行確認パネルの設置をDSBに要請した<sup>8</sup>。さらに2004年12月30日、カナダが、米国のDSB勧告不履行を理由として、2億カナダドルに相当する譲許その他の義務の停止を、2005年1月14日のDSB会合において承認するよう要請したため<sup>9</sup>、米国は2005年1月13日、譲許その他の義務の停止の程度を、DSU22.6条に基づく仲裁に付託することを要請した<sup>10</sup>。

2005年1月14日のDSB会合では、履行確認パネルの設置が認められ、同時にカナダと米国は、履行確認パネル・上級委員会手続を先行させ、その結果が出るまで22.6条仲裁を延期することで合意した<sup>11</sup>。同年2月7日には、履行確認パネル<sup>12</sup>と22.6条仲裁<sup>13</sup>の構成が決定され、手続が進行中である。(2005年2月26日脱稿)

### ・参考文献

川島富士雄「カナダの民間航空機輸出に関する措置」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書X』(公正貿易センター 2000年) 21-56頁

中川淳司「米国のカナダ産軟材に対する仮決定」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書 XIV』(公正貿易センター 2004年) 119-143頁

Anderson, Greg, The Canada-United States Softwood Lumber Dispute: Where Politics and Theory Meet, *Journal of World Trade* vol.38, pp. 699 (2004).

Benitah, Marc, Softwood Lumber: Exact Significance of the Recent Canadian Victory before the WTO and Prospects in the Context of the Pending Second Lumber Case, *The Estey Centre Journal of International Law and Trade Policy*, vol. 3, pp.346-356 (2002)

Devadoss, Stephen & Angel Aguiar Roman, Recent Developments in the US-Canadian Softwood Lumber Dispute, *The Estey Centre Journal of International Law and Trade Policy*, vol. 5, pp.168-194 (2004)

Rahman, SM Osman & Stephen Devadoss, Economics of the US-Canada Softwood Lumber Dispute: A Historical Perspective, *The Estey Centre Journal of International Law and Trade Policy*, vol. 3, pp. 29-45 (2002)

---

<sup>1</sup> 軟材紛争の経緯と仮決定パネル報告については、中川淳司「米国のカナダ産軟材に対する仮決定」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査報告書 XIV』(公正貿易センター 2004年) 119-143頁を参照。

<sup>2</sup> Appellate Body Report, *Canada-Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/AB/R, paras.153-160.

<sup>3</sup> Appellate Body Report, *Canada-Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products, Recourse to Article 21.5 of the DSU by New Zealand and the United States*, WT/DS103/AB/RW, WT/DS113/AB/RW, paras71-104.

<sup>4</sup> WT/DS257/12.

<sup>5</sup> WT/DS257/13.

<sup>6</sup> Notice of Implementation Under Section 129 of the Uruguay Round Agreement Act; Countervailing Measures Concerning Certain Softwood Lumber Products from Canada, 69 Fed. Reg. 75305.

<sup>7</sup> Notice of Final Results of Countervailing Duty Administrative Review and Rescission of Certain Company-Specific Reviews: Certain Softwood Lumber Products from Canada, 69 Fed. Reg. 75917.

<sup>8</sup> WT/DS257/15.

<sup>9</sup> WT/DS257/16.

<sup>10</sup> WT/DS257/17.

---

<sup>11</sup> WT/DS257/18.

<sup>12</sup> WT/DS257/19.

<sup>13</sup> WT/DS257/20.